

外国送金をお申込みのお客さまへ

外国送金のお手続きに関するお願い

日頃は、百五銀行をご利用いただきありがとうございます。

当行では、我が国の外為法や米国OFAC規制^(注)など、各国の経済制裁関連法令および規制にもとづく経済制裁措置の確実な実施とともに、犯罪収益移転防止法にもとづくマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止対策を適切に実施するため、お申込みの内容について調査を行ったうえで、外国送金の取り組みを行います。

つきましては、当行にて外国送金のお申込みをいただく際は、下記の点にご留意ください。

記

- 1 調査の結果によっては、取組みをお断りする場合がございます。
- 2 調査には、3営業日程度要する場合がありますため、ご希望の送金日に取組みができない場合がございます。
- 3 送金するご資金は、お申込みを承諾した日に、お客さまご指定の預金口座から口座振替により引落しいたします。
- 4 引落金額については、引落日の為替相場により計算いたします。
※お申込みから承諾までの調査の期間中に、為替相場が変動する場合があります。
※お申込みを取り消される場合は、速やかにお申込みいただいた本支店までお知らせください。
- 5 お客さまのご本人確認書類に加えて、外国送金のお取引内容が確認できる資料（以下ご参照）のご提出やご説明をお願いする場合がございます。

以上

【提示をお願いする書類の例】

送金目的	提示をお願いする資料
貿易全般	請求書（INVOICE） 船荷証券（BILL OF LADING） 原産地証明書（CERTIFICATE OF ORIGIN） など ※送金目的をご申告いただくとともに、商品名、原産国、船積地、仕向地などを確認する場合がございます。
生活費	お受取人との関係を確認できる資料や収入の状況を確認できる資料 など
学費	授業料の請求書や入学・在学の状況を確認できる資料 など
医療費	医療費の請求書や入院・通院の状況を確認できる資料 など
宿泊費・渡航費	ホテルの請求書や旅行の行程を確認できる資料 など
投資	投資を行うにあたっての契約書 など
不動産購入	売買契約書 など
ご自身の外国銀行口座への振込	振込先の通帳や口座の内容を確認できる資料 など

*送金内容により上記に加えて資料のご提示をお願いする場合がございます。

（注）米国OFAC規制とは

米国の財務省外国資産管理室（OFAC）は、外交政策や安全保障上の目的から米国が指定した国・地域や特定の個人・団体などを対象に取引禁止や資産凍結などの措置を講じており、そうした規制は、OFAC規制と呼ばれています。OFAC規制は、米国人・米国法人（米国の金融機関を含む）・在米の外国個人・外国法人に適用され、本邦でお受付する外国為替取引であっても、「制裁対象者」の関与する米ドル建取引などは規制対象となります。お客さまのお取引が規制に該当した場合は、海外の銀行からお取引を制限されるなど、その後のお取引に支障が生じる可能性があります。